

出雲市の原子力防災の取組状況について

令和元年 7 月 2 5 日

防災安全部 防災安全課

出雲市の原子力防災の取り組み一覧

年 月 日	内容
平成30年 4月 9日	安定ヨウ素剤の事前配布【平成29年度配布分再設定】 (市役所本庁 くにびき大ホール)
5月22日	中国電力㈱から島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る適合性申請を行いたい旨の報告を受ける
6月 1日	第8回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 (市役所本庁 くにびき大ホール)
6月 8日	第4回出雲市原子力安全顧問会議 (市役所本庁 3階大会議室)
7月 4日	出雲市、安来市及び雲南市の3市により、中国電力㈱に対して立地自治体と同様の原子力安全協定締結について申し入れを実施
7月12日	島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する申請について、中国電力㈱に対し意見を提出
8月 7日	島根県から島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について、覚書に基づく意見照会があり、市としての意見を回答
10月26日 10月30日	島根県原子力防災訓練(出雲市訓練) 初動対応訓練、情報伝達訓練、住民避難訓練等
11月10日	出雲市原子力学習会 (市役所本庁 くにびき大ホール)
12月 6日	原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布 (平田文化館 プラタナスホール)
平成31年 1月10日	原子力災害時における広域避難受け入れに関する担当者説明会 (広島県庁 4階危機管理センター)
2月 7日	島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査の実施にあたり、中国電力㈱に対し意見を申し入れ
3月26日	第9回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 (ラピタウェディングパレス)

平成30年度の取組状況

1. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

(1) 平成30年6月1日（金） 第8回協議会開催

議題：①島根原子力発電所3号機 新規制基準に係る適合性申請に伴う意見提出の流れ

②島根原子力発電所3号機 新規制基準に係る適合性申請について

(2) 平成31年3月26日（火） 第9回協議会開催

議題：①島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果について

②島根原子力発電所1号機 廃止措置状況について

③島根原子力発電所2号機及び3号機 新規制基準への適合性審査の状況について

④出雲市の原子力防災の取組状況について

2. 原子力安全顧問会議

(1) 顧問設置の概要

①目的

本市が実施する平常時及び緊急時における原子力災害の防災対策、本市に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、出雲市原子力安全顧問を設置する。

②顧問 6名

(五十音順)

	名前	専門分野	所属・職名
1	赤塚 洋	原子炉工学	東京工業大学 科学技術創成研究院 先導原子力研究所 准教授
2	香川 敬生	強震動地震学	鳥取大学大学院 工学研究科 教授
3	清 哲朗	放射線医学	岡山画像診断センター 副院長
4	高橋 知之	放射線安全管理工学	京都大学 複合原子力科学研究所 准教授
5	野口 和彦	原子力防災 リスクマネジメント	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
6	橋本 憲吾	原子炉物理学	近畿大学 原子力研究所 教授

③任期 2年（平成29年9月1日～平成31年8月31日）

(2) 実施状況

平成30年6月8日（金） 第4回顧問会議開催（座長：野口顧問）

(3) 議題

①島根原子力発電所3号機関係

- ・新規制基準に係る適合性申請に伴う意見提出の流れ
- ・新規制基準に係る適合性申請について

②島根原子力発電所2号機関係

- ・新規制基準への適合性審査の状況について

3. 出雲市、安来市及び雲南市による中国電力株式会社に対する立地自治体同様の安全協定締結の申し入れについて

平成30年7月4日（水） 《参考資料1》のとおり》

現在、出雲市、安来市及び雲南市は中国電力株式会社と「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」及び「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定の運営要綱」（以下、協定等という。）を締結している。この協定等には、「計画等に対する事前了解や措置要求等の権限」などが盛り込まれておらず、立地自治体とは差異がある内容となっているため、改めて、中国電力株式会社に対して、立地自治体と同様の安全協定締結について、申し入れを行った。

4. 島根原子力発電所3号機 新規制基準に係る適合性申請に関する意見の提出について

①平成30年7月12日（木） 《参考資料2》のとおり》

平成30年5月22日に中国電力株式会社から報告を受けた島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る適合性申請について、市として「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づき、中国電力株式会社に対し、意見を提出した。

市からの意見提出の際、中国電力株式会社から安全確保対策の確実な実施とともに、原子力規制委員会の審査に真摯に対応していく旨の返答を受けた。

②平成30年8月7日（火） 《参考資料3》のとおり》

島根県から当該島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく意見照会があり、市としての意見を回答した。

5. 島根県原子力防災訓練（出雲市訓練）（主催：2県6市）

(1) 目的及び経緯

原子力災害に備えた組織防災力の強化及び市民の原子力災害時における正しい対応の知識習得を目的に、平成24年度から実施している。

(2) 実施状況及び参加者

①平成30年10月26日（金） 参加者 46名

- ・初動対応訓練
- ・災害対策本部緊急招集訓練
- ・学校等への情報伝達訓練
- ・観光施設等への情報伝達訓練
- ・被ばく傷病者等搬送対応訓練（出雲市消防本部）

②平成30年10月30日（火） 参加者 121名

- ・広報活動訓練
- ・住民避難訓練（灘分、檜山、東、佐香、伊野地区）
- ・安定ヨウ素剤緊急配布訓練
- ・避難行動要支援者の避難訓練
- ・原子力学習会

6. 出雲市原子力学習会

(1) 目的

原子力発電の仕組みや放射能、発電所の安全対策及び原子力防災対策等についての理解を深める。

(2) 開催日及び参加者

日時：平成30年11月10日（土）10：00～11：30

場所：出雲市役所本庁 くにびき大ホール

参加者：42人

(3) 学習会テーマ及び講師

演 題：「放射線の基礎知識～知っておきたい放射線のはなし～」

講 師：岡山画像診断センター 副院長 清 哲朗 氏

7. 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布の実施

(1) 概要

原子力発電所で事故が発生した場合、国の指示に基づき、一時集結所で緊急的に安定ヨウ素剤を配布することとしているが、避難の際に受け取りが困難であると想定される者には、安定ヨウ素剤を事前に配布する。

出雲市では平成29年度から事前配布を実施し、今年度が2回目の実施。

(2) 事前配布の実施状況

①日時：平成30年12月6日（木）

1回目/15:00～17:00 2回目/19:00～21:00

②場所：平田文化館 プラタナスホール

③申請者数：69世帯 254名

④配布者数：【1回目】31世帯 99名分

【2回目】18世帯 69名分 計 49世帯 168名分

⑤参考

平成29年度実績

【当初計画分】平成30年2月8日実施分 22世帯 78名分

【再設定分】平成30年4月9日実施分 38世帯 142名分

合計 60世帯 220名分

※2月8日は、雪の影響で来場が困難な状況が生じたため、申請者に対して、再度配布日を設定し案内を行い、来場可能な申請者に対して、事前配布を実施した。配布日の再設定を島根県と調整し、4月9日に実施した。

8. 原子力災害時における広域避難受入れに関する担当者説明会

(1) 内容

広島県内の避難先自治体の担当者に対し、国、県、市から原子力災害時における広域避難の概要及び避難受入れに係るガイドラインを説明。質疑を含めて意見交換を行った。

(2) 実施日及び場所

平成31年1月10日（木） 広島県庁4階危機管理センター

(3) 参加機関

内閣府、広島県、島根県、松江市、出雲市、雲南市、中国電力(株)、避難先自治体（広島県内22市町）※

※うち出雲市の避難先自治体は12市町

（広島市、呉市、廿日市市、大竹市、江田島市、安芸高田市、海田町、北広島町、安芸太田町、坂町、府中町、熊野町）

9. 島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査実施に係る意見

平成31年2月7日（木） 《**参考資料4**のとおり》

平成31年2月22日から実施の第2回施設定期検査実施にあたり、協定に基づき、中国電力株式会社島根原子力本部に対し、意見を申し入れた。

申し入れた意見に対し、中国電力島根原子力本部から安全かつ遺漏なく実施するとの回答を受けた。

《中国電力からの回答：**参考資料5**のとおり》

10. 安定ヨウ素剤の分散配備

UPZの各地区コミュニティセンターに安定ヨウ素剤用保管庫を設置し、緊急配布に速やかに対応するため分散配備する。

- ・保管庫設置状況
平成30年度末時点 28地区

平成30年7月4日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂様

安来市長 近藤宏樹

出雲市長 長岡秀人

雲南市長 速水雄一

原子力発電所立地自治体と同様の原子力安全協定の締結について（申入れ）

かねてから、原子力発電所立地自治体と同様の安全協定締結について、3度にわたって要請をしてまいりました。その後、平成29年2月10日に締結した協定によって、御社に対して直接意見を述べるできるようになりましたが、立地自治体と同様の内容での安全協定締結の実現には至っておりません。

平成30年3月29日には、東海第二原子力発電所の稼働及び延長に係る事前了解の対象を立地自治体だけではなく、周辺自治体にも実質的に拡大した内容の新たな協定が日本原子力発電株式会社と6市村及び茨城県との間で結ばれました。

御社では島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗に併せ、必要となる様々な安全対策等が図られ、1号機の廃止措置が進められていくなかで、3号機の新規制基準適合性審査申請に向けた手続きを開始されました。同発電所から30km圏内の出雲市、雲南市及び安来市は、立地自治体と同様に、広域避難計画の策定や、それに基づく調整、実施が求められており、地域住民の生命・財産を守るためには、周辺自治体の意見が確実に反映されることが必須であります。

つきましては、早期に立地自治体と同様の「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結し、安全協定に基づく事前了解、措置要求等の権限が担保されることをあらためて強く申し入れます。

防 災 第 8 5 号
平成30年(2018) 7月12日

中国電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水希茂 様

出雲市長 長 岡 秀 人
(総務部 防災安全課)

**「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定」に基づく意見について**

平成30年5月22日に貴社から報告を受けた、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する申請について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第5条第2項に基づき、次のとおり意見します。

島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する申請に係る 出雲市の意見について

平成 30 年 5 月 22 日付で貴社から報告を受けた、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する申請については、了解します。

なお、了解するにあたっては、関係法令等を遵守し、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づく、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

特に、「付帯意見 1」について、強く要望します。

記

付帯意見

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 原子力発電所の在り方に関しては、使用済燃料の増加、廃炉後の対応や、再生可能エネルギーの活用等、他のエネルギーシステムの特質も踏まえて、今後も合理的に説明を行うこと。
3. 原子力規制委員会における適合性審査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
4. 新たに安全対策等を実施する際には、当該対策の目的と効果、新たに発生するリスクについて、その対応状況を網羅的に分かりやすく説明すること。
5. 安全性の担保は、原子力事業に携わる全ての職員が 100 パーセント機器を使いこなすことが前提となっているため、重大事故等の対処について、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。尚、訓練に関しては、訓練すべき事項とその訓練の実施に関わる中長期の実施計画を併せて示し、その訓練内容と計画の妥当性を説明すること。

6. 地震や津波、テロ及びシビアアクシデント対策について、常に最新の知見・技術を取り入れるとともに、他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、適切に周辺自治体及び市民に情報提供すること。また、島根原子力発電所全体の防災・安全対策に反映させること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 新たな計画・申請（変更を含む）が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、市民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。

防 災 第 125 号
平成30年(2018) 8月 7日

島根県知事 溝口善兵衛 様

出雲市長 長岡秀人
(総務部 防災安全課)

**「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について（回答）**

このことについて、平成30年8月7日付、原第266号で照会のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

今回、行われる島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する申請については、事業者である中国電力株式会社が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき原子力規制委員会へ申請し、同委員会で審査されるものであるため、申請を了解します。

なお、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。特に、中国電力株式会社に対し、付帯意見「【中国電力株式会社に求める事項】1」について、強く要望しており、島根県に対しても、「【県に求める事項】1」について、強く意見いたします。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 原子力発電所の在り方に関しては、使用済燃料の増加、廃炉後の対応や、再生可能エネルギーの活用等、他のエネルギーシステムの特質も踏まえて、今後も合理的に説明を行うこと。
3. 原子力規制委員会における適合性審査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
4. 新たに安全対策等を実施する際には、当該対策の目的と効果、新たに発生するリスクについて、その対応状況を網羅的に分かりやすく説明すること。
5. 安全性の担保は、原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが前提となっているため、重大事故等の対処について、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。尚、訓練に関しては、訓練すべき事項とその訓練の実施に関わる中長期の実施計画を併せて示し、その訓練内容と計画の妥当性を説明すること。

6. 地震や津波、テロ及びシビアアクシデント対策について、常に最新の知見・技術を取り入れるとともに、他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、適切に周辺自治体及び市民に情報提供すること。また、島根原子力発電所全体の防災・安全対策に反映させること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 新たな計画・申請（変更を含む）が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、市民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。また、日本原子力発電と東海村など6市村が結んだ「東海村方式」を参考とした新たな協定のあり方について検討すること。
2. 今回の適合性審査申請と原子炉の稼働とは、全く別の議論であることを、中国電力株式会社に明確に回答すること。
3. 適合性審査終了後のロードマップについて、国の考えを質すとともに、早急に県としての考え方を示し、周辺自治体に対し協議すること。
4. 安全を確保するために必要となる事項の全体像と、それに対応するための個別措置の実施及びその評価を整理して分かりやすく説明することを、中国電力株式会社へ要望し、その妥当性に関して検討をおこなうこと。
5. 周辺自治体に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
6. 広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを、積極的に講じるとともに、県は、避難先の自治体を含んだ協議体によって、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。
7. 避難に際して主要な避難路となる「主要地方道 斐川一畑大社線」の整備を、積極的に取り組むこと。

【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強めること。
3. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行なわれるよう、使用済燃料の再処理等について国が前面に立って取り組むこと。特に、今後、新たに稼働する原子力発電所から発生する使用済燃料等の対応に関しては、責任ある判断をすること。
4. 適合性審査に当たっては、現地調査を行う等により、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握したうえで、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。

防 災 第 309 号
平成31年(2019)2月7日

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 岩崎 昭正 様

出雲市長 長岡 秀人

島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査の実施について

平成31年1月15日付島原本広第539号により連絡があったこのことについて、1号機の廃止措置計画を実施するにあたり、平成29年6月27日付け防災第51号で要請した事項を踏まえ、下記のとおり意見を申し入れます。

記

1. 施設定期検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 施設定期検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
4. 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について、速やかに報告すること。
5. 施設定期検査の実施状況については、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供すること。

島原本広第586号
平成31年2月8日

出雲市長 長岡秀人様

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 岩崎昭正



島根原子力発電所1号機 第2回施設定期検査の実施について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当発電所の運営に対し、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年2月7日付け防災第309号でご要請のありました標記につきましては、次のような措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施いたします。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 施設定期検査の実施にあたっては、住民の安全確保および環境の保全を図ることを最優先に、周辺環境に影響が及ぶことのないよう、安全かつ遺漏なく実施します。
2. 施設定期検査の作業にあたっては、積極的に被ばく低減対策を実施するとともに、全ての放射線業務従事者について、法令の定めるところに従うことはもとより、十分な教育ときめ細かな管理を行うなど、被ばく低減に万全を期します。
3. 施設定期検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、機器の不具合を確認した場合には、不適合管理等を適切に行うなど、遺漏なく確実に実施します。
4. 施設定期検査において、異常な傾向が認められた場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告します。
5. 施設定期検査の実施状況については、分かりやすい情報提供に努めます。

以 上

